

令和7年度第2回坂東市地域公共交通会議 議事録

1 開催日時

令和7年12月22日（月） 午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

坂東市役所本庁舎3階 大会議室

3 会議次第

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 会長挨拶

(4) 報告事項

報告第1号 坂東市運賃協議分科会における協議結果について

(5) 協議事項

議案第1号 坂東市コミュニティバス「坂東号」再編計画（案）のパブリック・コメントの結果及び最終案について

(6) その他

(7) 閉会

4 出席者

山口会長

委員：18名（うち代理出席2名） 欠席者：6名 ※別紙名簿のとおり

条例第4条4項に基づく出席者：1名

事務局：4名

5 議事要旨

(1) 報告第1号 坂東市運賃協議分科会における協議結果について

・事務局から、坂東市運賃協議分科会における協議結果について報告した。

(2) 議案第1号 坂東市コミュニティバス「坂東号」再編計画（案）のパブリック・コメントの結果及び最終案について

・事務局から、坂東市コミュニティバス「坂東号」再編計画（案）のパブリック・コメントの結果及びそれを踏まえた再編計画の最終案について説明した。

・再編計画の最終案について承認された。

6 議事発言内容

(1) 報告第1号 坂東市運賃協議分科会における協議結果について

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | (資料1により内容を説明) |
| 会長 | ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。 |
| 委員A | ・守谷・坂東市内工業団地ライナーの運賃は500円であるが、500円の回数券は設定しないということによいか。 |
| 事務局 | ・(500円の回数券は新たに設定しないが、)現状、販売している100円券×11枚綴りの回数券は、継続して販売するので、それを使用いただくことは可能である。 |

(2) 議案第1号 坂東市コミュニティバス「坂東号」再編計画(案)

のパブリック・コメントの結果及び最終案について

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | (資料2により内容を説明) |
| 会長 | ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。 |
| 委員B | ・パブリックコメントに関しては、学校関係の質問が多いようだが、今回の見直しにより、学校関係者への影響が想定されるので、より周知が必要になると考える。具体的には、別紙2の2ページの4番のご意見は、水海道第一高等学校及び水海道第二高等学校の朝の通学に関して質問をしていると思われるので、そういった点について皆さんが分かるような形で周知していくことが必要と考える。在校生だけではなく、新入生に対しても、交通機関の利用について迷わないような配慮ができるとよい。 |
| 事務局 | ・水海道第一高等学校及び水海道第二高等学校については、両行へのヒアリングを行った際に、新入生への周知が必要であるとの意見をいただいているので、この計画が決まり次第、改めて周知をしていくことで考えている。 |
| 委員C | ・再編計画の修正点については、修正により「学校」の文字が削除されたわけだが、市外の学校へ通うためのスクールバス(学校が独自に運行するバス)に関しては、その費用が高額であるため利用しない生徒もいる。そういったことを考えると、下校時だけでもコミュニティバスを利用したいという方もいるのではないかと思われる。「学校」の文字を丸々削除するのではなく、「一部学校への利用が可能」というような形で、下校時であれば利用することも可能であることが分かる記述にするのはいかがか。 |
| 事務局 | ・事務局としても、可能な限り通学に対応したいという思いから、当初は「学校」の文字を入れた案としていたが、今回のパブリックコメントにおいて、それでは「登下校に利用できるという誤解を生む恐れがある」とのご意見をいただいたところである。計画書の記述については、「医療機関等」の「等」に学校も含める形で修正させていただければと思う。下校時の利用が可能である旨は、別途案内していきたいと考えている。 |
| 委員D | ・私が住んでいる逆井山地区は、昭和観光さんのバスが運行しているが、コミ |

- コミュニティバスの運行は無い。昭和観光さんのバスでは、清水丘診療所から沓掛地区や内野山地区を経由して岩井方面へ向かうルートがあるが、もっと最短で逆井地区から岩井地区に行けるルートがあると良い。例えば、七重小学校脇の道路（県道中里坂東線）を経由してするなど。
- 事務局
- ・コミュニティバスについては、原則として民間の路線バスが運行していないところを運行しているが、民間路線バスについては、これまで大きなルートの変更等は無く継続しているのが現状である。ご意見いただいたルートを運行するには、コミュニティバスだけではなく民間バスも含めた全体的な見直しが必要になると考えられ、それによって広域的な改善を図ることは理想としてある。しかしながら、民間路線バスの見直しにあたっては、様々な兼ね合いもあり容易ではないのが現状である。ご意見を参考に今後可能な部分について検討していければと思う。
- 会長
- 委員 A
- ・工業団地関係でご意見等はあるか。
 - ・守谷・坂東市内工業団地ライナーが実際使えるかという点、厳しいところがある。現状として工業団地に来る方は、タクシーを利用したり守谷からレンタカーを借りて移動される方が多いので、この運行時間に合わせてとなると難しいかもしれない。しかし、500円で移動ができることは魅力的ではあるので、選択肢としての案内は行っていきたいと考えている。
- 委員 E
- ・工業団地に勤める社員は、ほとんどが自家用車で通勤しており、お客様が来る場合も一番近い水海道の駅からタクシーで移動することが多い。そういった現状なので、この守谷・坂東市内工業団地ライナーについては、タイミングが合えば利用があると思うが、タイミングが合わなければ今まで通りになるのではないかと想定している。利用の頻度という部分においては、なかなか厳しいのではないかと予測される。公共交通については、大変難しい問題だと思う。市で負担をして公共交通を運行していくなかで、どうしても効率的で多くの方に利用してもらえるのか。今回はこういう形となったが、重ねて検討を続けていくことが大事だと思う。
 - ・私は、本日、静岡県の沼津市というところから来ているが、沼津市には東海道線（鉄道）があり、公共のバスもたくさん運行しているため、こういった公共交通の問題には直面していなかった。今回、勉強させていただいている。ぜひ、多くの方が公共交通の恩恵を受けられるようなルートを作っていただければと思う。
- 事務局
- ・工業団地への公共交通網の整備については、過去に要望をいただき、民間路線バスの延伸による対応についても検討をしてきたが、運転手不足などの問題があり、今回のようにコミュニティバスで対応する形となった。しかしながら、コミュニティバスについては、現状として住民の利用を主として運行しており、その運行を維持しつつ、さらに鉄道駅から工業団地へも運行するとすると、やはり輸送資源（運転手等）は十分ではない。そういったなかで、守谷市内にある車庫と坂東市内間を回送で走行している部分を実車に

	<p>変えて運行するという今回の形になったが、運行便数が少ないところは否めない。今後状況を見ながら適宜見直しを行いつつ、その先により良い方法があればそちらも検討していくことも考えられるが、まずは当該ルートを周知のうえ、より多くの方に利用いただけることを目指していきたい。</p>
委員 F	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに対する再編計画の修正点（「通学」の文字削除）については、通学の要素を完全に排除するわけではないということなので、計画の中に文字を入れるかどうかより、周知をしていくことに重要性があると思う。文言を入れることを否定するわけでは無いが、後者についてしっかり対応してもらえればと思う。 ・観光周遊ルートについては、計画書の記載では、土曜日と日曜日のみの運行で祝日は運行しないということであるが、土日が祝日の場合は運行しないということによいのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・土日が祝日の場合は、運行する計画である。
委員 F	<ul style="list-style-type: none"> ・この記載だと、土日が祝日の場合は運行しないという誤解を生むので、文言を修正した方がよい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・当該箇所は修正する。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の観点からご意見はいかがでしょうか。
委員 G	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、この会議に初めて参加するので、このルートが設定された経緯などがわからない状態であり、話が違っていたら申し訳ない。バス事業者として思うこととしては、坂東・水海道ルートがバス交通の軸となるとの記載があるが、当該ルートで坂東市の拠点である岩井地域と猿島地域を結ぶことは理解できるが、そこに水海道が加わると、時間の遅れなどが想定されるのではないかと思う。その点についてはいかがか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・坂東・水海道ルートについては、現状は庁舎間シャトルという名称で、岩井市街地と沓掛市街地（岩井地域と猿島地域の両庁舎）間を結ぶ形で運行している。そこに、坂東市の課題である鉄道駅への交通手段としての機能や、水海道にあるきぬ医師会病院や水海道西部病院に運行していたデマンドタクシー市外便の廃止に伴う代替手段として機能、あるいは以前に水海道駅まで運行していた民間路線バスが廃止になり神大実地区のバス交通が空白であることなど、複数の課題への対応として、両市街地と水海道駅を結んだ軸となるルートとして、今回設定させていただいた経緯がある。ご意見のとおり、長距離の路線になるので、交通状況等の影響は受けやすいと考えられる。今後の詳細ダイヤの設定にあたっては、その点を考慮していければと思う。
委員 H	<ul style="list-style-type: none"> ・坂東・水海道ルートについては、今までは庁舎間シャトルとして運賃 1 0 0 円で運行していたが、それがどこで乗り降りしても 5 0 0 円になるということによいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃を 5 0 0 円とするルートは、守谷・坂東市内工業団地ライナーのみであり、坂東・水海道ルートはどこで乗っても 1 0 0 円としている。

- | | |
|------|--|
| 会長 | ・シニアの観点からご意見はいかがでしょうか。 |
| 委員 I | ・年齢が高くなるほどバスの利用も少なくなると想像される。今後、運賃を100円から200円に上げることは良いと思うが、シニアが利用するとなると難しい。大事なところへ行くためには、デマンドタクシーについても普及させていただき、バス・プラス・デマンドタクシーで充実を図っていただければと思う。 |
| 事務局 | ・コミュニティバスとデマンドタクシーの両輪で運行しているなかで、当事者が使いやすい方をご案内しているところであるが、デマンドタクシーについては予約が集中して利用できない状況も発生している。バスが使える方へはバスの利用を推奨し、デマンドタクシーが利用できない状況を緩和していければと思う。皆さんの状況に合わせて、双方を普及させていければと思う。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・本日欠席の守谷市様からは、本議案に対しての意見等はない旨を書面にて提出いただいていることを報告させていただく。 ・議案第1号については、当会議として、案のとおり「承認」ということでよろしいか。 <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 会長 | ・それでは承認とする。 |

(5) その他

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | ・今後、コミュニティバスの新ルートを記載した「坂東市公共交通時刻表」の作成を予定している。完成したら委員の皆様へも配布させていただくので、各団体を通じた周知等についても、ぜひご協力をお願いしたい。 |
|-----|--|

令和7年度第2回坂東市地域公共交通会議委員名簿

別紙

委員任期：令和7年12月22日～令和9年12月21日

(順不同・敬称略)

No.	区分	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	1号	関東鉄道株式会社	常務取締役	廣瀬 貢司	代理：自動車部営業一課 課長補佐 野村洋介
2		茨城急行自動車株式会社	総務部長	伊藤 友己	
3		株式会社昭和観光自動車	代表取締役社長	小林 昭仁	
4	2号	中山観光自動車株式会社	代表取締役社長	中山 智靖	
5	3号	猿島地区ハイヤー運営協議会	会員	野仲 由美子	欠席
6	4号	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透	欠席
7	5号	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	古賀 重徳	欠席
8	6号	坂東市商工会	会長	上坂 理一	
9		坂東市区長会連合会	副会長	永塚 久男	
10		坂東市シニアクラブ連合会	会長	田中 芳文	
11		ばんどう市女性団体協議会	会長	服部 恵子	
12		坂東市交通安全母の会	会長	染谷 あすか	欠席
13		坂東市社会福祉協議会	事務局長	松崎 和人	
14		坂東市連合民生委員児童委員協議会	副会長	名越 傳	
15	7号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 輸送担当	首席運輸企画専門官	小菅 達也	
16		国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 企画担当	首席運輸企画専門官	柿本 憲治	欠席
17	8号	関東鉄道株式会社労働組合	執行委員	芳賀 義明	欠席
18	9号	茨城県境工事事務所道路管理課	課長	渡辺 佳映	
19		茨城県警察署交通課	課長	海老澤 理	
20		筑波大学システム情報系	教授	鈴木 勉	
21	10号	茨城県政策企画部交通政策課	課長	伊藤 豪人	代理：副参事 根本泰論 随員：主事 後藤晃介
22	12号	つくばハイテクパークいわい連絡協議会	会長	鈴木 篤	
23		坂東インター工業団地連絡協議会	会長	永田 和基	
24	会長	坂東市	副市長	山口 誠	
25	11号	坂東市企画部	部長	青木 栄	

条例第4条第4項に基づく出席者

26	※	常総市都市建設部都市計画課	課長補佐	坂巻 直彦	随員：主査兼係長 佐賀 直人
27	※	守谷市都市整備部都市計画課	課長補佐	岡本 修一	欠席

＜条例第3条に基づく区分＞

- 1号 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 2号 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 3号 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 4号 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表
- 5号 一般社団法人茨城県バス協会の代表
- 6号 市民又は利用者の代表
- 7号 茨城運輸支局長又はその指名する者
- 8号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- 9号 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
- 10号 茨城県職員
- 11号 市長が指名する市職員
- 12号 その他市長が必要と認める者
- ※ 条例第4条第4項に基づく出席者

事務局：坂東市役所企画部企画課 TEL 0297-21-2181